

○東松島市立幼稚園園則

平成17年4月1日
教育委員会規則第14号

改正 平成23年2月25日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この園則は、東松島市立幼稚園の組織運営の基本を定めるものとする。

(定員及び編制)

第2条 幼児の収容定員は、次のとおりとし、年齢別に編制する。

矢本中央幼稚園 140人以内

(入園)

第3条 幼児の入園は、毎年4月とする。ただし、欠員がある場合は、臨時に入園させることができる。

2 幼児を入園させようとするときは、その保護者は、入園願書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 園長は、入園を希望する幼児について、その能力、身体等进行检查し、相当と認めた者に入園を許可するものとする。ただし、園長において検査の必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

(退園)

第4条 幼児を退園させようとするときは、その保護者は、退園願(様式第2号)を提出しなければならない。

2 園長は、幼児の性行に欠陥があり、他の幼児の授業上支障があると認めたときは、教育委員会の承認を受けて、その幼児を退園させることができる。

(修了証書)

第5条 1箇年以上の授業を受けた者に修了証書(様式第3号)を授与する。

(その他)

第6条 この園則の施行に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。